Y641	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	1.0ℓ	30kg	
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y642	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	2.0ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

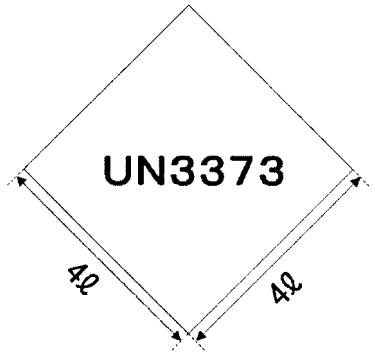
㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「Y644」及び「Y645」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y644	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y645	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	10kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		紙袋	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
		ファイバ製容器	1kg			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「650」は、次の容器及び包装等を示す。
次に掲げる技術上の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
1）一般規定
ア）第一次容器は、通常の輸送条件下で収納物が破損、破裂しないような方法で、かつ、第二次容器中に漏えいしないような方法で収納すること。
イ）第二次容器は、適切な緩衝材と共に外装容器に確実に収納すること。
ウ）外装容器は、硬質のもので、少なくとも直方体の一面は各辺10㎝以上とすること。
エ）包装物の表面には下記の表示とともに、生物由来物質（カテゴリーB）であることを記載すること。



部　分	色　彩
地	白又は適切な色
線	黒

注1　線の幅は2ミリメートル以上、ℓは1.25センチメートル以上とする。
2　文字及び数字の高さは6ミリメートル以上とする。

オ）完成した容器は、落下試験を行うこと。ただし、落下の高さは1.2m未満であってはならない。また、落下試験後、第一次容器は漏れがなく、第二次容器に吸収材に保護された状態で残つていなければならない。
2）液体について
ア）第一次容器は、防漏型で、1ℓ以上収納しないこと。
イ）第一次容器及び第二次容器に使用する吸収材は、当該液状物質を全量吸収することができる量とすること。また、2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合には、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して包装すること。
ウ）第二次容器は、防漏型であること。
エ）第一次容器及び第二次容器は、95kPa以上の内部ゲージ圧差に漏えいなく耐えるものであること。
オ）外装容器には、冷却用の物質を除き、4ℓ以上収納しないこと。
3）固体について
ア）第一次容器は、粉末防漏型で、外装容器の許容質量以上収納しないこと。
イ）2個以上の第一次容器が1個の第二次容器に収納される場合、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して防漏型第二次容器に収納すること。
ウ）外装容器には、冷却用の物質を除き、4kg以上収納しないこと。
4）外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に第二次容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、ドライアイスを使用する場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器とすること。
5）病毒を移しやすい物質を保持するために必要な物件を除き、同じ容器に他の輸送許容物件を包装してはならない。ただし、第一次容器には、30ml以下の量の引火性液体、腐食性物質又はその他の有害物件を収納することができる。